

<エッセイ>

『日本目録規則 2018 年版』と過去の目録規則

古川 肇

最初に一言すると、筆者は小文を先に本誌編集部が呼びかけた「NCR2018 理解増進に向けた投稿のお願い」に応じるつもりで書き始めた。だが、内容にいくつかの特徴が生じたことから、編集部が想定されている投稿の性格を逸脱するのではないかと懸念し、一般のエッセイとして書き進めることにした次第である。特徴とは、読者が既成の諸目録規則に関して、かなり過去にまで遡及してそれも微細な知識をもつのを前提とすることや、日本図書館協会目録委員会の一員として NCR2018¹の形成に中途まで参加した筆者自らの、委員会内での発言に言及したことなどである。とはいえ、根底に同規則の「理解増進」を願う気持ちが横たわっていることに変わりはない。

さて、NCR2018 が「これまでの目録規則とは基本コンセプトを異にする」（編集部）ことは確かであるが、さりとて無から有が生じたわけではなく、先行の諸規則を少なからず継承あるいは変更して成立したことも明らかである。小文はいくつかの重要なトピックについて、NCR2018 とこれが相互運用性に努めた RDA²、NCR1987³等とを比較することを通じて、理解増進を図ろうとする。

1. アクセス・ポイントの構築に関する規定の位置づけ

NCR2018の目次をRDAのそれと見比べて直ちに気付かれるのは、NCR2018が各実体の属性の記録とアクセス・ポイントの構築に関する規定とを分離させていることである。他方、RDAは基本的には実体別にまとめている。この分離を最初に提唱したのは国立国会図書館収集書誌部であり⁴、同部はその理由をほぼ次のように述べている⁵。

(1)そもそもアクセス・ポイントとは、エレメントの記録に関する条項群によって記録した個別のエレメントの集合から、複数を選んで組合せたものである。RDAのように、エレメント自体の規定とその組合せの規定が混在した配置は適切とはいえない。

(2)RDA やアクセス・ポイント関係の目録委員会原案には、国際目録原則覚書 (ICP) で規定されている非統制形アクセス・ポイントが欠落している。アクセス・ポイントの構

¹ 『日本目録規則 2018 年版』の略。

² 2010 年に公開され 2020 年に大きく改訂された。小文では当初版を対象とする。

³ 特に断らない限り『日本目録規則 1987 年版 改訂 3 版』(2006) の略。

⁴ 日本図書館協会目録委員会「第 34 期目録委員会記録 No.8」2013.12.21. p.1. [34-8.pdf \(jla.or.jp\)](#) (accessed: 2024-9-20)

⁵ 国立国会図書館収集書誌部「新しい『日本目録規則』全体構成案について」『新しい『日本目録規則』の策定に向けて』2014. p.11. [bib_h25_ndlresume.pdf](#) (accessed: 2024-9-20)

築に関する条項群を分離独立させることによって、統制形／非統制形アクセス・ポイントを含む一般的規定を置くことが可能になる。

(3)アクセス・ポイント関係の総則が存在しないという RDA の不備を補える。

目録委員会はこの構想案を受容し NCR2018 はこれらの理由に基づいて構築された。だがこの結果、例えば著作という同一実体に関する規定が第4章と第22章とに分割された。FRBR⁶に忠実であろうとすれば RDA のように実体ごとに一括する方が好ましいに相違ないが、NCR2018 の構成は、旧来の目録規則の構成であった<記述-標目>の2部構成に類似していて馴染み易く、FRBR モデルがなお浸透し尽くしていない過渡期の現在にふさわしい、と筆者は考えている。分割に疑問を覚える目録関係者は上掲の理由を参考に納得していただければと思う。

2. 個人の属性に関する記録の条項の順序

RDA に先立つ AACR2⁷は、個人標目の形が決定するまでの過程について、該当する複数条項の順序をカタログガーの意思決定過程 (decision making process) に沿って、次のように適切に排列していた。

① 特定個人の複数の名前からの選択 (22.2) →②特定の名前の複数の形からの選択 (22.3) →③特定の形の冒頭部分の選択 (22.4-22.11) →④付加要素の決定 (22.12-22.20)。

ところが RDA はなぜかこの順序を乱し、①と②を入れ替えてしまった (9.2.2.5, 9.2.2.6)。だが NCR2018 はこの改悪に誘引されずに AACR2 の順序を選び、あえて RDA と異ならせた (#6.1.3.1, #6.1.3.2)。

3. 個人の複数の名前

個人が生涯を通じて複数の名前をもつ場合、複数の名前は大きく次の2つに区分できよう。通時・受動型と共時・能動型とである。前者には婚姻による改姓があり、後者には本名と筆名の使い分けがある。

NCR1987 はいずれのパターンについても複数の名前をアクセス・ポイントに採用し、相互を参照で結ぶと規定していた (23.2.1.2)。これが NCR2018 の優先名称に関する規定では、通時・受動型に限って RDA にならい最新の名前の下に集中し (#6.1.3.1A)、かつての規定は別法へ移された。これは目録委員会原案が NCR1987 を踏襲するとしていたものを、収集書誌部の意向を容れて変更したのである。だが前々項と異なって、その理由を明記した記録を少なくとも筆者は見出せないでいる。また筆者自身の記憶にもないことは、当時の委

⁶ *Functional Requirements for Bibliographic Records: Final Report*. (1998) の略。

⁷ *Anglo-American Cataloguing Rule*. 2nd ed. (1978) の略。

員だった者として無責任でありお詫びするが、その代償にならないにせよ、現時点での筆者個人の意見を記すと、両パターンとも同一に処理した NCR1987 に比べ、通時・受動型を最新の名前の下に集中すると改めて、1 個人には 1 典拠形アクセス・ポイントを、という基本原則の支配を、きめ細かくこの型のみへ広げた NCR2018 の規定は明らかに改善である、と考えられる。

ところで、近年の選択的夫婦別姓に関する議論において、その実現を目指す人々が挙げる論点中に、現行の制度では、婚姻により改姓した女性研究者でかつその前後とも業績がある個人の場合、それらが新旧の姓によって分割され、成果の全体が把握できなくなって、それが本人の研究業績の低評価につながる、という問題が指摘されている。この視点からすれば、NCR2018 での改訂は、結果としてこれに適合すると言えるのではないか。ただし、旧姓からの一方参照が必須であることは述べるまでもない。

4. 会議、大会、集会等

かつて日本の目録規則の世界から会議、大会、集会等が全くあるいは殆ど抹消された時期があった。それは NCR 新版予備版⁸と同 1987 (初版から改訂 3 版までの全版) の時期である。

前者においては、本文のどこにもこれらの語を見出すことはできない (ただし付則「7.3 単一記入制目録のための標目選定表」に「会議録」がある)。

後者においては見出すことはできるものの、規定の順序表示が奇異な様相を呈している。それは「23.2.2.6H 任意規定」であって、本文は「会議、大会等はその名称を標目とし、必要に応じて回次、開催年、開催地を付記する。」である。なぜ奇異かといえば、「任意規定」が「本則をさらに敷衍するためのもの」(0.10) である以上、本則が先ずあって、次いで任意規定が存在せねばならないはずだからである。現に 23.2.2.6H 任意規定以外の NCR1987 第 23 章内の 3 つの任意規定は、全て本則とセットを成している。ところが、「23.2.2.6H」に限って本則が存在せずいきなり任意規定のみ出現するのである。筆者にとって、この規定は委員就任以前に設けられたものであり自身は関わっていないが、異例であることを在任期間中に気付かず問題提起しなかったことは不注意であった。

それにしても NCR2018 の「用語解説」の「団体」中に、わざわざ「[団体には] 会議、大会、集会等を含む。」との一文が挿入されているのは、これまでの経緯に照らして適切な措置であると言える。

5. 上部組織と下部組織

多少とも規模が大きな組織であれば、上下の階層を形成しているのが通常の間姿である。こ

⁸ 『日本目録規則 新版予備版』(1977) の略。

の階層において上部組織でなく下部組織が創作行為の主体である場合、それに対する典拠形アクセス・ポイント（標目）の形をどうすべきか。歴代の日本目録規則にはこの点で屈折した歴史がある。即ち、①上位組織名と下位組織名を組合せるとの規定から、②上位組織名のみを記録する規定へ（ただし組合せを認める任意規定を伴うこともある）、そして③また組合せるとの規定へ復帰したのである。具体的には次のようである（字下げ・太字等はできるだけ原文に即した）。

.....

① 上位組織名＋下位組織名

・ NCR1952⁹

68 部局・支部等

官公署、公共機関、学会、協会その他の団体の部局、支部、附属機関等はその属している主体を標目とし、部局、支部名等を副標目とする。

（以下略）

・ NCR1965¹⁰

26 部局・支部等

団体を構成する部局・支部等の下部組織は、その団体名の副標目とする。ただし、その図書に記載されてあっても重要性を考慮して省略してもよい。

（以下略）

↓

② 上位組織名のみ

・ NCR 新版予備版

3.3.2.2.1（団体名）

（中略）

(3) 団体の内部組織は、その団体の名称を標目とする。

大蔵省

（注：図書の表示は「税関百年史 大蔵省関税局編」）

（以下略）

・ NCR1987

23.2.2.3（団体の内部組織） 団体の名称が内部組織を含めて資料に表示されているときは、その内部組織を省略した名称を標目とする。

大蔵省

（図書の表示は「税関百年史 大蔵省関税局編」）

⁹ 『日本目録規則 1952年版』の略。

¹⁰ 『日本目録規則 1965年版』の略。

(中略)

23.2.2.3 任意規定 必要に応じて、団体の内部組織を含めた名称を標目とする。

↓

③ 上位組織名+下位組織名 (NCR2018)

#8.1.4.2 下部組織、付属機関

団体の下部組織、付属機関は、その名称のみを優先名称として記録する。

(中略)

ただし、その名称が a)~e)のいずれかに該当する場合は、上部組織名のうちの a)~e)に該当しない最下位のを記録し、ピリオド、スペースで区切って、下部組織名または付属機関名を続けて記録する。(中略) 必要に応じて、さらに上部組織名との間に、両者の階層の間にある組織名のうちの識別可能な最下位のを挿入する。

東京都立中央図書館||トウキョウ トリツ チュウオウ トショカン

国立国語研究所. 総務課||コクリツ コクゴ ケンキュウジョ. ソウムカ

(正式名称: 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所総務部総務課)

東京都. 建設局. 総務課||トウキョウト. ケンセツキョク. ソウムカ

(情報源の表示: 東京都建設局総務部総務課)

東京都. 環境局. 総務課||トウキョウト. カンキョウキョク. ソウムカ

(正式名称: 東京都環境局総務部総務課)

該当するか否か明らかでないものは、下部組織、付属機関の名称のみを記録する。

a) 「局」、「部」、「課」、「係」など組織下の区分を意味する語句(または他の言語で同様な語句)を含むもの

(中略)

e) 上部組織名の全体を含むもの

(以下略)

.....

筆者は、NCR2018 へ向けての目録委員会の審議過程のなかで、「階層構造をもつ団体名の形に関する方針(私案)」と題する資料を用意して問題提起する機会を得た¹¹。これは内部資料であり筆者の一存で原文を引用することはできないので、代わりに主張の骨子を記せば次のようであった。

どれほど微小な下部組織であろうと、それが著作行為の主体であるならば、それが名称をもつ限りその名称を典拠形アクセス・ポイントの核心として選択すべきである。NCR1987における、下位組織を省略し上位団体名のみ選択するとの規定(23.2.2.3)は、著作行為の主体の所在をあいまいにする不適切な規定である。これは元々NCRに存在していたのでは

¹¹ 日本図書館協会目録委員会「第32期目録委員会記録 No.21」2011.3.5. p.1. [32-21.pdf \(jla.or.jp\)](https://www.jla.or.jp/record/32-21.pdf) (accessed: 2024-9-20)

なく、その新版予備版(3.3.2.2.1(3))を踏襲したもので、この種の規定は当然ながら AACR2、国際目録原則覚書¹²、RDA のどこにも見出せず、国際的に孤立した存在である。新版予備版に先立つ 1952 年版と 1965 年版では欠点はあるものの大筋は正しかった。元へ戻さなければならぬ。

この発言がきっかけで現在 NCR2018 に見る「#8.1.4.2 下部組織、付属機関」の規定が生まれた、と筆者個人は思っている。

それにしても、NCR 新版予備版が前項にも本項にも絡んでいる。日本の旧来の目録規則からも同時代の準国際的な目録規則からも乖離し、記述ユニット・カード方式に代表される思い切った新奇な規定を含む、このように特異な版が、なぜどのように成立したかを追跡し確認した上で、功罪を評価することは、日本目録史研究上の重要なテーマではないだろうか。

なお、#8.1.4.2 には、省略する組織の例示が少なくしかも単調なので、参考までに RDA と AACR2 から例示を 3 つ紹介したい。最下位に枠で囲んだ組織が創作行為の主体であり、丸括弧で包んだ組織が省略された組織である。

Public Library Association. Audiovisual Committee

実際の階層：

(American Library Association)

Public Library Association

Audiovisual Committee (RDA 11.2.2.15)

American Library Association. Cataloging and Classification Section. Policy and Research Committee

実際の階層：

American Library Association

(Resources and Technical Services Division)

Cataloging and Classification Section

Policy and Research Committee (AACR2 24.14)

American Library Association. Reference and Adult Services Division. History Section. Bibliography and Indexes Committee

実際の階層：

American Library Association

Reference and Adult Services Division

¹² 『国際目録原則覚書』国立国会図書館収集書誌部訳 2009. [ICP: 国際目録原則覚書 = Statement of International Cataloguing Principles \(ifla.org\)](#) (accessed: 2024-9-20)

History Section

Bibliography and Indexes Committee (RDA 11.2.2.15 省略組織なし。)

6. 関係機関の属性の記録

RDA では AACR2 を継承して、例えばある学校とその同窓会のような、1 機関とその関係機関の間を、上部組織と下部組織の間と同じく、ピリオド・スペースで区切る。これに対して、NCR2018 では「東京大学平賀譲研究会」(#8.1.4.2) のように、区切らず一つながりに記録する点で相違する。これは RDA の規定に従うと、同窓会や同一学校内の教員有志による研究会のみならず、労働組合などもあたかも企業の下部機関であるかのような、不適切な扱いをする結果を招く点に配慮したからである。AACR2 や RDA と袂を分かち独自の規定である。なお下部組織か関係機関か判別し難い場合は、後者と見なす。

7. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構成する創作者

筆者が NCR の改訂作業において個人的に最も苦慮したのは、次の点であった。即ち、NCR 新版予備版以来、日本の館界で基本記入標目が廃止されてきた過去と現在のなかに、創作者に対する典拠形アクセス・ポイントを選定し、それを著作に対する典拠形アクセス・ポイント（結合形）に含めるという規定を導入することは、少なくとも作業上は基本記入標目選定の復活に他ならない、という点である。

ここで筆者にとって問題の焦点として注目されたのが、RDA の共著作（collaborative work）に関する規定（6.27.1.3）に、創作者一者のみを記録する本則と創作者全員を記録する別法とが用意されている事実であった。著作に対する典拠形アクセス・ポイントが要求する創作者の数を一者に限るか否かは、目録作業上の大きな分岐点である。なぜなら基本記入標目否定の主因の一つとあってよいのは、それが常に単一でなければならないことだったからであって、これによってとかく作業の負担が増えたり、ときに無理が生じたりしがちであった。筆者は、この事情に鑑みて日本においては本則と別法を入れ替えるのが、基本記入標目の事実上の復活に対する違和感の緩和につながる、と考えその旨の発言に努めた。それは現在 NCR2018 の#22.1.2において、複数創作者を選定する本則と単一者のみを選定する別法という、RDA を逆転させた組合せが実現するのを助けた、と筆者個人は思っている。

さらに非基本記入方式を維持したい図書館のために、#22.1A の別法として、「[著作に対する典拠形アクセス・ポイント] の形は、優先タイトル単独の形（単独形）とする。」との規定も用意され、併せて「衝撃」の緩和に努める体系が実現した、と考えられる。

付 2つの実体について

小文のテーマの範囲外であるが、2 種の実体について考えるところを述べる。

(1) 表現形

我々は、著作と体现形との間に介在する表現形に対して、両者と比べて何か影が薄く漠然としている、との思いを抱きがちではないだろうか。このようなとき、AACR2の「第25章 統一タイトル」の「聖典の部篇と付記事項」(25.18)が参考になると思われる。

ここの「聖書」に関する規定群(25.18A)を見ると、「言語」・「訳」・「年(year)」という付記事項が用意されている。そして次例が例示の1つに挙げられている(25.18A13¹³)。

Bible. German. Luther. 1534

これは、宗教改革者マルチン・ルターによるドイツ語訳聖書に対する統一タイトルであるが、我々は何とこの例示をRDAにおける、表現形に対する典拠形アクセス・ポイントの中にも見出すのである(6.30.3.2)。さらに逆に遡ることも可能で筆者が知る限りALA1949¹⁴にまで遡及できる(34.E(1))。ここに上掲の「年」は決して出版年ではなくて、復刻が記述対象のとき復刻の年ではなく原本の年を記録する、との旨が規定されていることから明らかかなように、表現形の成立年に通じるものがある(AACR2日本語版がyearを「刊年」と訳しているのは適訳といえない)。FRBRモデル登場以前から英米では書誌レコードが極めて集中するBibleに関して、それ等に対する統一タイトルのなかを区分する手段として、表現形に対する典拠形アクセス・ポイントと同一形の標目を、少なくとも半世紀以上使用し続けて来たわけである。しかも筆者はルター訳聖書の例のみを象徴的な意味で取り上げたのであり、歴代の英米の規則には同時に他の例示も少なからず挙げられている。表現形にこのような「前史」がある事実は、この実体を理解するために知っておいてよいのではないか。

(2) 家族

家族は目録規則の世界では全く新規な概念で、図書館関係者がアーカイブの世界に視野を広げるに及んで設定したものであって、過去の規則にこれに関わる規定は皆無と思われる。したがって小文の全くの範囲外となるが、気掛かりな点があるのでこの機会に付言したい。

NCR2018第44章(資料と個人・家族・団体との関連)には、団体に関して次のような規定がある。「著作の創作に責任を有する団体 団体を創作者とみなすのは、団体に由来するか、団体が責任刊行したか、または責任刊行させた著作で、次のいずれかに該当するものである。」として、「団体の管理的な性格の著作」等7つのカテゴリーが列挙されている(#44.1.1A1)。つまり団体から発出したという外的事実と内容との対照的な両側面から、団体著者となり得るケースを明確に限定している(筆者個人はカテゴリーが少なすぎると思うが今は触れない)。他方、家族にはこれに対応する「著作の創作に責任を有する家族」と題する規定は不在である。第44章はRDAに極めて忠実な部分なので、NCR2018だけで

¹³ 日本語版での項番。AACR2内の諸版の間で項番が異なる。

¹⁴ *A.L.A. Cataloging Rules for Author and Title Entries*. (1949) の略。

なく RDA に遡っての不満になるが、これは明らかに不備であり将来は補足する必要があると思われる。それまでの間、各目録作成機関は独自に適用細則を用意することが望ましいのではないだろうか。

(ふるかわ はじめ)
2024年10月11日受理